

論文紹介を終えるにあたって

石井 徹 哉

およそ1年間ロボットと刑法に関する文献を紹介してきたが、この問題領域における主要な論点は、製造者及び使用者・管理者についての過失犯論、ロボットの加害行為に対する緊急避難、ロボットの主体性に関する問題を含む答責性原理、関係する特別法上の規制のあり方に大別できるであろう。もっともこれらの問題は、それぞれ単体で独立して存在するわけではなく、相互に関連性を有することも明らかになっている。例えば、ロボットに行爲主体性を肯定する見解は、ロボットに法的責任を負わせることではなく、製造者等の過失犯の成否を限定する理論として提示されていたりする。また、ドイツにおける議論が直ちにわが国における議論に反映するわけではない。例えば、緊急避難に関する議論は、あくまで正当化緊急避難と免責的緊急避難の二つの規定をもつドイツ刑法固有の議論であり、より包括的な内容でしかないわが国の緊急避難の規定の下では、慎重な検討が必要であろう。とりわけ、ドイツで攻撃的緊急避難とされる事案について、正当防衛として論ずべきとの見解が有力に主張されていることにも留意しなければならない。

いずれにせよ。ロボットと法に関する議論がある種未知の問題とされるがゆえに、これまでの法解釈論を無視し、あるいはわが国とまったく異なる法体系の米国などの議論、なかでも倫理的な議論をそのまま持ち込んだり、わが国の法体系と相容れない法制度を自明のものとして妥当するかの議論が見られるが、紹介した論文に見られるように、現実の法制度に基づく現実的な法解釈論、法制度論が検討されるべきことが示されたのではないかと思われる。

今後のこの分野に取り組む者の一助となれば幸いである。